

徳島県無人航空機による農薬空中散布指導要領

第1 趣旨

「農薬の空中散布に係る安全ガイドラインの制定について」（令和元年7月30日付け元消安第1388号農林水産省消費安全局長通知）により定めた「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」（以下、「無人ヘリガイドライン」）及び「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」（以下、「無人マルチローターガイドライン」）の趣旨に基づき、本県において無人航空機による空中散布の適正な実施に資するため、「無人ヘリガイドライン」及び「無人マルチローターガイドライン」に定めるもののほか、必要な事項についてこの要領を定める。

第2 空中散布の実施

1 空中散布事業計画書について

- (1) 「無人ヘリガイドライン」第2の1の(3)の県への事業計画書の届出は、別記様式1により、散布予定日の14日前までに、農林水産総合技術支援センター経営推進課（以下、経営推進課）及び関係市町村に提出するものとする。なお、当該届出の経営推進課への提出については、徳島県電子申請サービスによる提出を可能とする。
- (2) 経営推進課は、事業計画書を、実施地区に係る農業支援センター、病虫害防除所及び畜産振興課へ情報提供を行い、関係機関との連携を図る。
- (3) 農業支援センター及び病虫害防除所は、適正な防除が実施されるよう、実施主体を指導するものとする。
- (4) 畜産振興課は、蜜蜂への被害防止を図るため、事業計画書の情報を県養蜂協会等へ提供する。
- (5) 病虫害の発生状況等により、やむを得ず空中散布の実施が必要となった場合は、その理由や農薬危害防止対策に関する処置を記載した「緊急防除実施理由書」を（1）に定める事業計画書に添付し、経営推進課及び関係市町村に提出するものとする。

2 空中散布実績報告書について

- (1) 「無人ヘリガイドライン」第2の4の(1)の県への実績報告書の届け出は、別記様式1により、経営推進課に提出するものとする。なお、当該届出については、徳島県電子申請サービスによる提出を可能とする。

第3 事故発生時の対応

- 1 「無人ヘリガイドライン」及び「無人マルチローターガイドライン」第3の2の県への報告は、経営推進課に報告するものとする。
- 2 経営推進課は、1により事故報告書の提出があった場合は、記載に不備がないことを確認し、中国四国農政局に当該事故報告書を提出するものとする。
- 3 必要に応じて、農業支援センター、病虫害防除所、経営推進課は、現地確認を行うこととする。

附則

- 1 この指導要領は、令和2年2月5日から施行する。
- 2 徳島県無人航空機による空中散布指導方針（平成27年12月17日も第1213号徳島県農林水産部もうかるブランド推進課長通知）は、廃止する。
- 3 この指導要領は、一部改正して令和2年6月24日から施行する。
- 4 この指導要領は、一部改正して令和3年4月1日から施行する。